平成２３年（フ）第３６１号
神戸市中央区下山手通４丁目３番１－603号、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目２番12号　山手タワーズ501号
債務者　荒木　　零
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９２号
神戸市東灘区深江南町３丁目１番６号　ヴィラコート深江301号、従前の住所神戸市東灘区深江南町２丁目14番15―202号
債務者　深田　英次
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９３号
神戸市東灘区深江南町３丁目１番６号　ヴィラコート深江301号、従前の住所神戸市東灘区深江南町２丁目14番15―202号
債務者　深田　享子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４５号
神戸市長田区池田上町47番地ハイランドコートＢ棟102号、従前の住所神戸市須磨区大田町４丁目１番５―203号
債務者　美竹こと　久保　一男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６０号
神戸市長田区大丸町１丁目16番14号
債務者　高橋　裕子（旧姓辻川）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４９号
兵庫県三木市末広２丁目３番33号　メゾン三木403号、従前の住所神戸市西区高雄台22番32号
債務者　小見山一郎
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６５号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番521―503号
債務者　石﨑　　功
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７８号
神戸市須磨区高倉台１丁目３番６－402号、従前の住所神戸市須磨区中落合１丁目２番422―201号
債務者　松井　秀夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４３３号
名古屋市緑区砂田１丁目208番地　シャンポール砂田103号
債務者　土方由美子（旧姓勝倉）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０号
松江市浜乃木６丁目３番57号
債務者　小室　英之
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０５号
埼玉県所沢市上新井５丁目78番地の１メルベイユフジ601
債務者　青木　智美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４３０号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘24棟104号
債務者　林　　義勝
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０号
京都府亀岡市河原林町河原尻綾垣内53番地１
債務者　犬持　和哉
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
京都府亀岡市吉川町吉田天田２、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町平通９番地の90
債務者　髙橋　良太
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５６６４号
大阪府枚方市春日元町２丁目32番10―303号、申立時の住所大阪府枚方市杉山手１丁目２番34―104号
債務者　川崎　伸幸
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８９号
大阪府東大阪市大蓮北４丁目５番２号
債務者　松本まゆみ（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２１号
大阪府箕面市萱野１丁目５番15号
債務者　前原　佑哉
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部